

第3部

基本計画

基本計画総論

- 01. 基本計画策定の趣旨
- 02. 基本計画の運営方針
- 03. 施策の体系
- 04. 基本施策別の記載内容の見方

基本計画各論

- 1. 子育て分野
- 2. 教育分野
- 3. 健康管理分野
- 4. 福祉分野
- 5. まちづくり分野
- 6. 環境分野
- 7. 上下水道分野
- 8. 地域振興分野
- 9. 産業振興分野
- 10. 地域教育振興分野
- 11. 危機管理分野
- 12. 行政管理分野

行政各分野の諸施策の方針、めざすべき指標等を総合的かつ体系的に明らかにする基本計画について示しています。

基本計画策定の趣旨

計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で掲げた市の将来像を実現するための具体的な方策を明らかにし、合理的、計画的な行政運営を行うための方針であるとともに、個別に作成される諸計画の基本となるものです。

計画の期間

基本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。

諸情勢の変化や市長任期等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

2029 ← 2020

基本構想

基本計画

実施計画

計画のコンセプト

【わかる計画】

第6次総合計画では、12の分野ごとの取組を基本施策として示し、市政運営の進め方がわかりやすい計画をめざします。また、視覚的に見やすさを重視し、誰にとっても親しみやすい「わかる計画」とします。

【めざす計画】

計画の進捗状況を誰もが把握できるように、成果指標を導入し、その進捗状況を管理することで「めざす計画」とします。

【使える計画】

計画を実現するためにも、基本計画を参考に、事業等を実施していくことができるよう、市民会議等で出た意見や施策体系図、アンケート結果等を掲載し、常に「使える計画」とします。

市民参加と協働・共創

本市のさらなる成長を市民や地域、事業者等みんなと共につくり上げ、分かち合っていくため、協働・共創を核として、それぞれができること、行うことを明らかにしながら、施策や事業を進めます。

総合戦略との関係

本市では、人口減少・少子高齢社会における本市の持続的な発展を実現するため、分野毎に設定した4つの基本目標と実施すべき施策をまとめた「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27（2015）年度に策定しました。

「第2期門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第6次総合計画に包含する形としており、基本目標、基本施策が地方創生に資する取組となっています。

令和4（2022）年、国は新たな地方創生の方針として、デジタルの力で「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす、「デジタル田園都市国家構想」を示しました。

このことを踏まえ、本計画は、基本計画の各施策において、結婚、出産、子育て支援、少子化対策、移住・定住・関係人口創出・拡大、中小企業DX等の地域課題を踏まえた内容となっており、これまでの地方創生の取組をデジタルの力で加速化・深化することが必要であることから、「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と創生総合戦略」を包含した総合計画となっています。



門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略

方針

結婚、出産、子育て支援、少子化対策、移住・定住・関係人口創出・拡大、中小企業DX等の地域課題解決に向けた地方創生の取組を加速化・深化させる。

目標

- ① 出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現
- ② 地域の中で活き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現
- ③ 安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現
- ④ 誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現

包含

Kadoma city

Comprehensive Plan 2019~2029

門真市
第6次
総合計画〈改訂版〉



基本計画の運営方針

「スマートBiz★かどま」の推進

超高齢社会の進行や公共施設等の老朽化等に伴う歳出増が見込まれることや、生産年齢人口の減少等による大幅な歳入増が見込めないことなど、中長期的に本市財政に大きな影響を与える課題が想定されます。また、災害等の不測の事態に備え、積立て可能な財政構造へ転換する必要があります。

基金の確保に留意した収支均衡予算及び財政構造の弾力化に向けて取り組みつつ、投資的財源を捻出し、急激な人口減少対策へと財源をシフトしていくことが肝要であり、生産年齢人口の転出を抑制し、転入を促進することによりバランスの取れた年齢構成を実現していくことで持続可能な行財政運営を構築していく必要があります。

デジタル技術の活用等による行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、窓口業務の見直しや事務の在り方が変化していくため、これらに適応できる組織文化を確立し、行政運営を行っていく必要があります。

これらの課題を確実に解消し、持続可能な行財政運営の実現に向けて、「成長」と

持続可能な行財政運営

めざすべき姿

「成長」と「健全化」が両立しうる
財政基盤の構築

「時代の変化」と「多様なニーズ」に対応しうる
組織文化の確立

スマートBiz★かどま

「健全化」が両立しうる財政基盤の構築」と「時代の変化」と多様なニーズに対応しうる組織文化の確立」をめざし、「スマートBiz★かどま」への取組を進めます。

改善の視点と実現に向けた方策

基本理念に基づく改善の視点は次のとおりです。行財政改善を進めるため、進捗状況の管理を行うとともに、改善すべき課題の抽出を随時行います。

改善の視点
さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底 1

- ① 経費の節減・合理化
- ② 新たな歳入確保策の検討
- ③ 債権管理の強化
- ④ 市有財産の利活用
- ⑤ 受益者負担の適正化

改善の視点
事業の再編と財源の最適化 2

- ① 事業提案の見直し
- ② 行政評価の再構築
- ③ 事務事業の見直し
- ④ 国・府等の補助金の活用

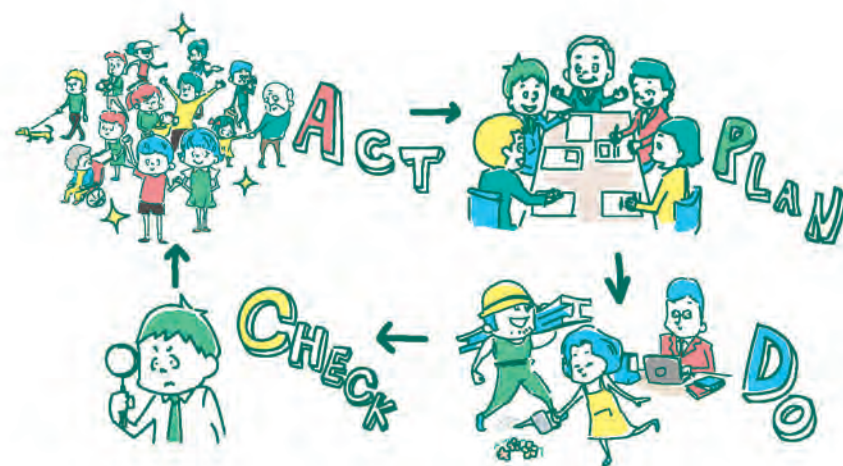
改善の視点
効率的・効果的な行政運営の追求 3

- ① デジタル化等による業務の最適化
- ② 経営的視点及び事務改善意識の醸成
- ③ 業務手順の標準化
- ④ 機能的な組織・機構等

PDCAサイクルの視点を 取り入れた継続的な取組改善

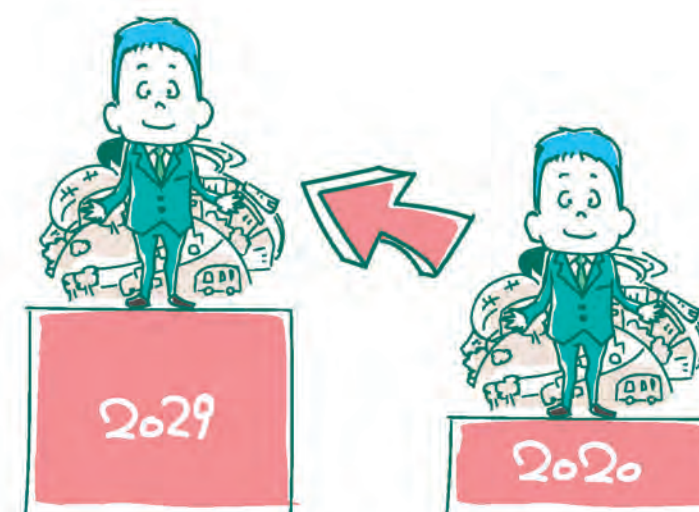
施策の推進、事務に至るまで、PDCAサイクル（※）の視点を取り入れ、行政運営の各般にわたり継続的な取組改善を行います。

※PDCAサイクルとは、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返し行うことで、継続的に見直しや改善していくための手法です。



本計画の推進体制

本計画では、施策ごとのめざすべき成果として成果指標と目標値を定め、客観的視点からの施策の効果検証を取り入れることで継続的に取組改善を行える体制を構築します。



①子育て
②教育
③健康管理
④福祉
⑤まちづくり
⑥環境
⑦上下水道
⑧地域振興
⑨産業振興
⑩地域教育振興
⑪危機管理
⑫行政管理
資料集編

基本施策		行政分野
1	みんなで支え合う子育て環境づくり……………	54・55
2	母子保健の充実……………	56・57
3	子育て世帯への支援……………	58・59
4	就学前教育・保育の充実……………	60・61
1	学校教育の推進……………	62・63
2	児童・生徒の健全育成……………	64・65
3	学校施設と教育環境の充実……………	66・67
1	生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策……………	68・69
2	健康保険制度の適正な運営……………	70・71
1	地域福祉の推進……………	72・73
2	高齢者への支援……………	74・75
3	障がい児（者）等への支援……………	76・77
4	生活保障と自立支援……………	78・79
1	まちの顔づくり……………	80・81
2	快適な住まい環境の充実……………	82・83
3	憩いの場の充実……………	84・85
4	公共交通の充実……………	86・87
5	快適な道路環境の形成……………	88・89
1	地球環境保全……………	90・91
2	生活環境保全……………	92・93
3	快適に暮らせる生活基盤の整備……………	94・95
1	上水道施設の基盤強化……………	96・97
2	下水道施設の基盤強化……………	98・99
1	地域の絆づくりとコミュニティの活性化……………	100・101
2	市民公益活動と協働・共創の促進……………	102・103
3	安全・安心な暮らしを支える体制づくり……………	104・105
4	平和と人権の尊重……………	106・107
5	多文化共生社会の形成……………	108・109
1	地域産業の強化と発展……………	110・111
2	就労支援と雇用促進……………	112・113
1	地域教育環境の充実……………	114・115
2	暮らしに息づく文化芸術の推進……………	116・117
3	文化資源の活用と保存・継承……………	118・119
4	市民スポーツの振興……………	120・121
1	危機管理と災害時対策……………	122・123
2	市民の危機管理意識の向上……………	124・125
3	消防・救急医療体制の充実……………	126・127
1	効率的・効果的な行政運営……………	128・129
2	広報・情報発信の充実……………	130・131
3	シティプロモーションによる定住促進……………	132・133
4	公共施設の適正管理……………	134・135

基本目標

まちづくりの
方向性

将来像

目標
01

出産・子育てがしやすく、
子どもがたくましく
育つまちの実現

目標
02

地域の中で生き活きと、
健康で幸せに
暮らせるまちの実現

目標
03

安全・安心で
快適な住まいと環境の
あるまちの実現

目標
04

誰もが活躍できる
賑わいと活気ある
まちの実現

子どもを真ん中に地域みんながつながる
健康で幸せな地域共生の「まち」に

働きながら、子育てしながら暮らしやすい
便利で快適な職住近接の「まち」に

人情味
あふれる！

笑いのたえないまち 門真

Kadoma city

03

施策の
体系

インデックス

行政分野単位で計画を探す際の目印です。

03

Policy

実施方針

「めざすべき方向性」に向けて、本市が取り組む方針を示しています。

みんなが協力できること

「めざすべき方向性」に向けて、市民(地域の団体等を含む)や事業者(企業、NPO等)が協力できることを示しています。

求められていること

02

Requires

「めざすべき方向性」に向けて求められていることなどをその根拠とともに示しています。

めざすべき方向性

01

Directionality

施策が展開されることで、市民の暮らしやまちの状態がどのようになることをめざすのかを示しています。

行政分野名

基本目標を実現するための12の行政分野における該当する分野を示しています。

分野番号

分野内施策番号

担当職員

職員所属課名

※令和7(2025)年3月現在

基本施策名

基本目標を実現するための12の行政分野における取組の柱を示しています。

該当するSDGs

施策の取組と合致するSDGsにおける17のゴールのアイコンを示しています。



関連計画/関連条例

施策に関する計画及び条例を示しています。

施策ごとの現況

施策に関連する国の制度・政策の動向、本市の現状、将来の状況(見通し)を示しています。

指標

施策の成果を測るために設定した指標と目標値を示しています。

基本計画各論

Kadoma Osaka
city 6
Comprehensive
Plan 2020~2029
ver.02



①子育て

②教育

③健康管理

④福祉

⑤まちづくり

⑥環境

⑦上下水道

⑧地域振興

⑨産業振興

⑩地域
教育振興

⑪危機管理

⑫行政管理

資料編
用語集

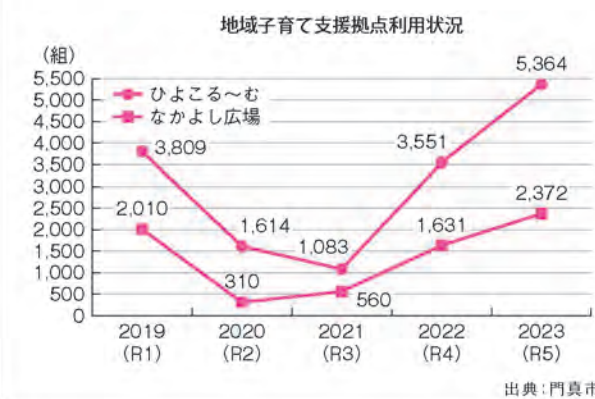
子どもが地域で安全にのびのびと育つための環境づくりが必要です

求められていること

02
Requires

地域とのつながりの強化

家庭、地域、教育・保育施設の相互関係が薄れてきており、地域との連携を図る場が少なくなっています。
子育て中の親子の孤立化を防ぎ、地域の実情に応じた子育て支援サービスの提供が必要です。



子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

世代を超える貧困の連鎖を断ち切るために、社会とのつながりや家庭環境、教育への様々な支援を家庭、学校、企業等、地域社会全体で取組を進める必要があります。



育児負担・育児不安の軽減

子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援拠点事業」や子育てに関する不安を抱える家庭に寄り添い支援する「地域子育て相談機関」等を通じ、子育て世帯の悩みを解消します。
また、放課後児童クラブにおいては年度末時点での待機児童ゼロを維持し、親の就労支援や育児負担の軽減を図っていきます。



地域子育て支援の充実

市内の教育・保育施設において積極的に地域との連携を図ります。
また、子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士、地域住民等との交流を図る「地域子育て支援拠点事業」を通じ、子育て世帯の孤立化を防ぎます。



実施方針

03
Policy

子どもを真ん中においたネットワーク体制の推進

子どもの未来応援団員の見守り力を向上させることで、温かい声を掛け合える地域づくりを推進します。
また、企業・団体との公民連携により、地域における子どもへの見守り体制を推進していくことや子どもの未来へつながる取組を実施していきます。

みんなが協力できること



- 各家庭における、孤立化を防ぐため、親同士のコミュニティや地域の交流事業等に積極的に参加するとともに、住んでいる地域の子ども同士のコミュニケーションを図っていきます。
- 地域団体や市民公益活動団体等においては、子どもの居場所の運営や通学時等の地域活動の中で見守り活動を行い、地域の安全に努めます。
- 企業や民間施設等においては、世代間交流の契機となるイベントの開催や日頃の見守り活動を通じて、子どもに対する支援を行います。

子育て交流会



地域全体で子どもを育てるまちをつくります

子育てと仕事が両立でき、子育てへの不安が軽減され、世代間交流が深まるなど地域全体の見守りの中で、子育てしやすいまちをめざします。



子ども政策課職員

めざすべき方向性

01
Directionality

本市の状況

子育て中の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援センター ひよこ〜む」等を通じ、子育て中の親子の孤立化を防ぎ、地域の実情に応じた子育て支援サービスを提供するなど育児負担の軽減を図っています。
また、就労形態の多様化や共働き世帯の増加等に対応するため、放課後児童クラブの開設時間を19時までとするなど、学校の余裕教室を活用するなど受け皿の整備を図っています。

施策をとりまく社会状況

少子化の進行とともに、共働き世帯の割合が増加していることや、核家族化等の家族形態が変化していることにより、子育て世帯の孤立化が進んでいます。また、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもとの交流機会が減少しており、子どもが社会性を育む機会が失われつつあります。

世代間交流にかかる機会提供の取組は、コロナ禍を経て実施が難しくなっています。
放課後等に学校施設を活用した放課後子ども教室を実施し、企業・団体等の協力を得て、個々の学校の児童の状況を踏まえたスポーツ・文化芸術等、様々な分野の体験プログラムを提供しています。また、公民連携による子どもの居場所を開設し、子どもたちの日常に寄り添う環境を整えています。
子どもの貧困の解消に向けた対策として、支援を必要とする家庭の発見から支援の実施や見守りまでをトータルでサポートする「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施しています。日常生活の中で子どもの見守りを実施する「子どもの未来応援団員」に市民・企業からたくさんの方が登録いただき、子どもの見守り力の向上に取り組んでいます。

将来の見通し

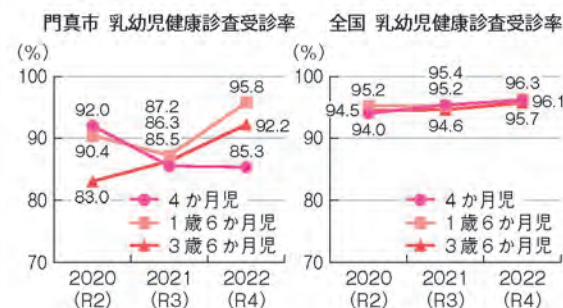
少子化の進行、ひとり親世帯、共働き世帯の増加や核家族化等、時代に合った課題に向き合い、中長期的に子どもを育てやすい環境づくりを行い、事業の充実を図っていく必要があります。また、子どもが将来に対して希望や夢を持てるよう支援の充実を図っていく必要があります。

	指標	現状値	目標値
1	放課後児童クラブの待機児童数	0人 (2023年度)	0人
2	子どもの未来応援団員から情報提供を受けて支援に動きだした件数	195件 (2023年度)	300件

安心して育児ができる環境の整備と、 子どもの健やかな成長を見守り育む 地域づくりが必要です

乳幼児への保健対策の充実

乳幼児健康診査の受診率は、全国平均と比較して低く、子どもの発育・発達や養育状況等について全数確認ができていません。そのため、保護者と共に成長を見守り、必要に応じた支援につなげることができるよう発達の節目に行う乳幼児健康診査の受診を促す取組が必要です。



出典：門真市、厚生労働省「地域保健・健康推進事業報告」

安心して妊娠・出産・子育てができる 体制の充実

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う、こども家庭センターを設置するとともに、サービスメニューの充実を図り、保護者が孤立することなく、育児ができるよう、きめ細やかに相談に応じる体制を確立することが必要です。



出典：門真市、厚生労働省「地域保健・健康推進事業報告」



実施方針

03 Policy

乳幼児健康診査の受診率向上

乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児に健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。また、経過観察健診も実施し、成長や発達の支援を継続的に行っていきます。加えて、育児の不安や孤立が生じないように、保護者の育児に関する悩みや相談にも丁寧に応じます。

相談・支援体制の充実

妊娠届出時に全員の方に助産師等の専門職が面接するなど、妊娠・出産についての不安が解消できる取組を行います。産後2週間には電話相談を実施し、生後1～2か月には新生児訪問や、こにちは赤ちゃん事業等を行うなど育児に関する相談にも応じます。また、保護者が孤立することなく、育児を行えるよう、相談体制や支援体制、サービスメニューのさらなる充実を図ります。

みんなが
協力できること



- 妊娠が判明したら速やかに妊娠届出を行います。
- 妊娠・出産・子育てに関する心配や不安等については、抱え込まずに子育て関連機関等に相談します。
- 地域における子育て関連機関として、保護者や子どもを中心においたネットワーク体制を構築し、連携を図りながら子育てを支援し、育児の孤立化等を防ぎます。



めざすべき方向性

01 Directionality

妊娠期から子育て期までの切れ目ない 支援体制の充実したまちをつくります

妊娠届出時から専門職等が丁寧に保護者に寄り添い、継続的に関わりをもち、困ったときにいつでも気軽に相談ができる関係を構築し、親も子も心身共に健やかに過ごせるまちをめざします。



健康増進課職員

核家族化による孤立した育児や、膨大な育児情報による混乱等により、育児不安が増大しており、健全な親子・家族関係を築けるよう身近な地域で子育てを支える仕組みを整備することが求められています。国は、児童福祉法の改正に伴い、母子保健及び児童福祉の連携と協働による、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和6（2024）年度より全国の市町村に設置することを努力義務としました。

本市の状況

妊娠届出数は、減少傾向にあります。若年妊婦の割合が全国平均より高く、家庭的・経済的事情等により、妊娠中から支援が必要な妊婦が年々増加しています。令和7（2025）年4月に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備していきます。

施策をとりまく社会状況

将来の見通し

妊娠届出数は年々減少し少子化は進んでいます。核家族化や家庭環境の複雑化及び多様化により育児支援の必要性は増加していくと考えられます。地域社会全体で子育てをしていく仕組みづくりに早急に取り組んでいく必要があります。



	指標	現状値	目標値
1	4か月児健康診査対象者の受診率 1歳6か月児健康診査対象者の受診率 3歳6か月児健康診査対象者の受診率	88.3% 90.0% 91.1% (2023年度)	98.0% 97.0% 95.0%
2	妊娠11週以下での妊娠の届出率	95.8% (2023年度)	99.8%



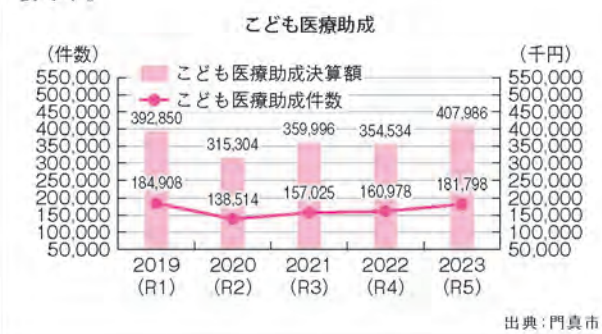
保護者が子どもを育てやすく、子どもの安全が 守られる子育て環境づくりが必要です

求められていること

02
Requires

安心して子どもを産み育てることができる まちづくりの推進

幅広い保育サービスの知識を持った保育コンシェルジュによる保育サービスの提案を行い、子育てへの不安や孤独を取り除くとともに、医療費助成をはじめとする経済的負担の軽減等、安心して子育てができる環境づくりが必要です。



児童虐待の早期発見

児童虐待を早期に発見し、通告対応及び継続した支援を実施することに加え、重大事案を防ぐため支援体制の充実及び、関係機関との連携強化が必要です。



保育サービスの提案による 子育て負担の軽減

保育コンシェルジュの相談技能向上をめざし、子育て支援の幅広い情報を収集するとともに、窓口に来られる方々の個々のニーズを丁寧に聞き取り、最良の提案ができる体制を構築します。

育児疲れや育児不安など身体上又は精神上の事由を抱える保護者の負担の軽減のため、ショートステイやトワイライトステイの子育て短期支援事業を実施し、保護者のストレス等の緩和と児童虐待への防止を図ります。



子育て世帯の 経済的負担の軽減

こども医療やひとり親家庭医療等による医療費の助成に加えて、学校や園における給食費の無償化等を実施することにより、子どもの健康の増進を図るとともに子育て世帯の経済的な負担を軽減します。



実施方針

03
Policy

相談・支援体制の充実

児童虐待の発生を未然に防ぐため、子育てに関して相談しやすい環境をつくることとともに、児童相談所や警察等、関係機関との連携を図りながら、充実した支援を実施します。

みんなが
協力できること



- 各家庭では育児疲れや育児不安等で悩みを抱え込む前に、家族・親戚、行政（こども家庭センター・地域子育て相談機関）等に相談します。
- 市民公益活動団体は地域において、ひとり親家庭への情報提供や相談及び助言を実施し、市民の支援に努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等は通園する子どもの見守りや保護者への声掛けなど子育て支援を行い、必要時にはこども家庭センター等の関係機関との連携を図るよう努めます。



めざすべき方向性

01
Directionality

安心して子育てできる 子育て支援のまちをつくりま

子育て世代を支援することにより、
子育ての不安が軽減され、
安心して子育てができる
まちをめざします。



子育て支援課職員

施策をとりまく社会状況

「令和4（2022）年版 子供・若者白書」によると、子育てを行っている母親のうち約6割が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていないなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまでに顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため児童福祉法が改正されました。

また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的とした「こども家庭センター」の設置が示され、母子保健と児童福祉の連携を強化することで、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行い、関係機関と連携しながら児童虐待の防止・早期発見及び支援を行うことが求められています。

本市の状況

子育てサービスに対するニーズも多様化する中で様々な課題に対応するため、子ども・子育て支援サービス相談員（保

将来の見通し

社会情勢等の変化に伴い、多様化する子育て家庭のライフスタイルに応じた柔軟な子育て支援サービスを提供することが求められ、安心して子育てがしやすい環境をつくる必要があります。

また、本市における児童虐待相談件数は年々増加する傾向にあり、児童虐待の防止及び対応・支援を実施するためには、関係機関との連携も含めた支援体制の充実が不可欠です。

令和7（2025）年4月に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備し、関係機関と連携しながら児童虐待の防止・早期発見及び支援を行っています。

	指標	現状値	目標値
1	保育サービスや子育て家庭への支援が充実し、子育てしやすい環境ができていると思う人の割合	70.8% (2024年度)	90.0%
2	要保護児童連絡調整会議による新規登録件数	369件 (2023年度)	286件

子育て
分野

1
3
子育て世帯への支援

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



質の高い教育・保育を受けることができる 環境の整備が必要です

求められていること

02
Requires

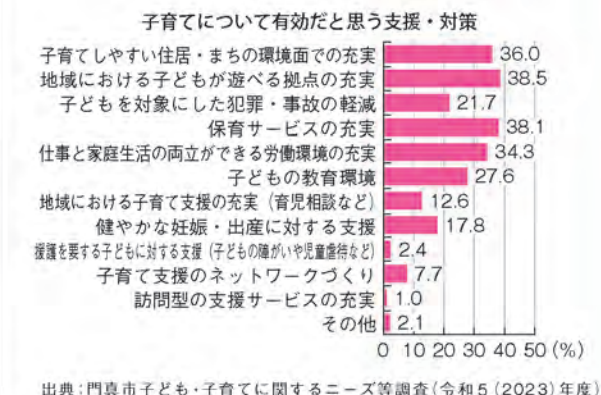
教育・保育施設等の待機児童の解消

令和6(2024)年4月時点の待機児童は解消しているものの、今後は、年度途中を含めた待機児童の解消を図り、その後の待機児童を出さないための保育環境の整備が必要です。



教育・保育サービスの多様化と質の向上

多様化する子育て世帯への個別ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供することが必要です。
全ての子どもに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るため、就学を見据えた教育・保育を小学校と共に実践していく必要があります。



教育・保育施設等における 子どもの受け皿の確保

公立、民間を問わず市全体に必要な数の子どもの受入れ体制が維持されるよう、保育士等の安定的な確保、定着に努め、市内の民間園が実施する保育士等確保策に対して支援を実施していきます。



子育て支援サービスの充実や 教育・保育の質の向上

様々な子育て支援サービスの提供や教育・保育の質の向上を図り、きめ細かい教育や豊かな感性を養う機会を提供し、子育て支援環境及び子どもの教育・保育環境を充実させます。

実施方針

03
Policy

みんなが
協力できること



- 保護者は子どもの様子や家庭の状況等を教育・保育施設に伝え合い、情報を共有していきます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等は保護者と連携をとりながら子どもの健康状態の把握をしっかりと行い、体調管理に気を付けていきます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等は小学校就学に向けて生活習慣が身に付くよう、保護者と生活の様子を共有し、生活の連続性を図り、共に育てる気持ちを持ちます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等の事業者は従業員へ育児休業や時短制度の取得を推奨するとともに、ライフステージ移行のタイミングで退職した従業員が再就職しやすい環境をつくります。



めざすべき方向性

01
Directionality

安定した保育環境が充実し、 質の高い教育・保育を受ける環境が 整っているまちをつくります

子どもの教育・保育環境が充実し、全ての子育て世帯が安心して子育てができるまちをめざします。



保育幼稚園課職員

施策をとりまく社会状況
少子化や核家族化の進行、地域コミュニティ意識の希薄化、女性の就業率の向上による保育ニーズの高まりなど、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴い、就学前教育・保育に対しては多様な質の高いサービスが求められています。
これらに対応するため、教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保や、保育所・幼稚園・認定こども園等の運営、民間保育施設等で実施する一時預かり事業、延長保育事業及び病児・病後児保育事業など多様な保育サービスに対する支援や補助等、子育て支援や教育・保育の質の向上に関する取組が求められています。
また、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えていることから、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度が、令和8(2026)年度から全ての自治体で実施されることとなります。

本市の状況
これまで保育施設の整備や保育定員の拡充に取り組み、令和2(2020)年4月に待機児童を解消するとともに、安定して保育士を充足するための取組を行うなど、就学前の教育環境の整備を進めています。
また、「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」の活用による就学前教育・保育の質の向上や、小学生との交流、小学校訪問・学校行事への参加を通じ、就学前教育での「学びに向かう力」を養うとともに、5歳児と小学1年生の架け橋期におけるカリキュラムを関係機関と調整して作成していきます。

将来の見通し
本市の就学前児童人口は減少し続けており、年齢によっては定員数を下回っている園もあります。
こうした状況を踏まえ、中長期的な視点をもって施設整備を進めるとともに、子どもに質の高い教育・保育を提供できるよう、幼保小の連携を強化していく必要があります。

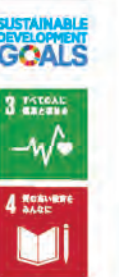
	指標	現状値	目標値
1	年度末時点の保育所等の待機児童数	4人 (2023年度)	0人
2	門真市は安心して楽しく子育てができる環境だと思う人の割合	30.7% (2024年度)	70%

子育て
分野

1

4

就学前教育・保育の充実

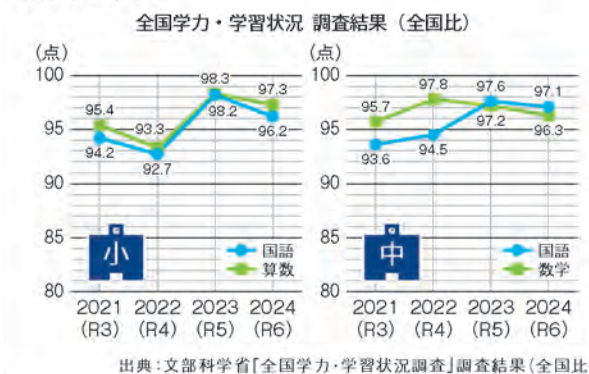


多様な未来を生き抜く力を育むため、子どもたちの置かれる状況に応じた学びの場の提供が必要です

学力・生きる力の育成

全国学力・学習状況調査は、学習指導要領に明記されている学力の定着を判断できる調査であるという趣旨をふまえ、全国平均を超えるための取組を進めます。

子どもたちの将来の自立をめざし、「主体的に学びに向かう力」や「課題を発見・解決する力」を伸ばすために、子ども主体の学び・探求的な学びを柱とした授業づくりが求められます。



求められていること

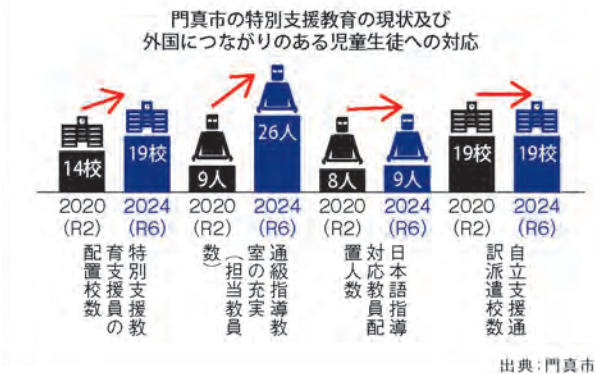
02

Requires

きめ細かな指導の推進

子ども一人ひとりの発達の特長や個別の課題に応じた支援が求められています。また、外国につながる児童・生徒数は今後さらに増加することが見込まれています。

それらに応じた取組として、安心できる集団づくりを土壌に、子ども一人ひとりが主語となる授業を実施し、資質・能力の向上を図る、きめ細かな指導を行うことが必要です。



実施方針

03

Policy

教職員の指導力の向上

継続的に子どもたちの学力実態を分析し、子どもに学力を育むことのできる授業改善を推進します。その成果を全国学力・学習状況調査につなげます。また、教職員研修を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成に努めます。

安心して学べる環境づくり

子どもたちの課題が多様化しており、一人ひとりの学力向上には、教職員が子どもたちとしっかりと向き合い、信頼関係を築くことが必要です。多くの教職員の目で、全ての子どもたちを見守り、安心して学ぶことができる学校づくりに努めます。

一人ひとりの課題に応じた教育の推進

子どもたちの課題は多様化しています。日常的に子どもたち一人ひとりを主語とした授業改善を推進するとともに、子どもの課題を的確にとらえ、支援員等も活用し、適切な支援を行うことで、子どもの学習意欲の向上につなげます。また、よりニーズに合った支援により、「わかった」「できた」経験を積み重ね、自尊感情の向上につなげていきます。

みんなが協力できること



- 子どもの学ぶ意欲を育む家庭をつくります。
- 学校の行事等に積極的に参加し、学校と連携して子どもたちのより良い教育環境づくりをします。
- コミュニティ・スクールへの参画等により、地域での学校づくりや子どもの教育支援に協力します。



めざすべき方向性

01

Directionality

全ての子どもが楽しく学び、力を育む学校教育が推進されているまちをつくります

子どもがそれぞれの課題に応じたきめ細かな教育を受け、着実に学力向上ができるまちをめざします。



学校教育課職員

本市の状況

本市では、令和2（2020）年度から3年間の「学力向上アクションプラン」の取組により、令和5（2023）年度の全国学力・学習状況調査において、小学校の国語・算数、中学校の国語・英語で過去最高の数値となりました。しかし、目標であった「全国学力・学習状況調査における全国平均超え」は達成できなかったことや、児童・生徒の学びへの主体性や自己学習力についての課題も見られました。

施策をとりまく社会状況

中央教育審議会の答申（令和3（2021）年1月）では、2020年代を通じて実現をめざす学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その柱として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現が必要であるとされています。

将来の見通し

また、発達に課題のある子どもや日本語指導が必要な子ども等、一人ひとりの課題に応じた支援の充実のための配置・派遣を行うとともに、いじめ・不登校等、子どもを取り巻く環境が複雑化する中で、誰一人取り残すことなく子どもを見守るためのSSW（スクールソーシャルワーカー）をはじめとした各種専門家の派遣等を推進しています。

今後、授業の形態は、大きく様変わりし、ICTを日常的に活用した上で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を柱とした授業スタイルが確立されます。そして、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを進め、教員の授業力をさらに高めていく必要があります。

また、地域に開かれた教育課程の実現と、地域と連携・協働した取組の推進のため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の進展が見込まれます。

	指標	現状値	目標値
1	全国学力・学習状況調査の標準化得点（全国を100とした時の相対的な比較数値）	小学校：96.8 中学校：96.7 （2024年度）	小学校：105 中学校：105
2	授業の中で、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校：79.7% 中学校：80.3% （2024年度）	小学校：85.0% 中学校：85.0%

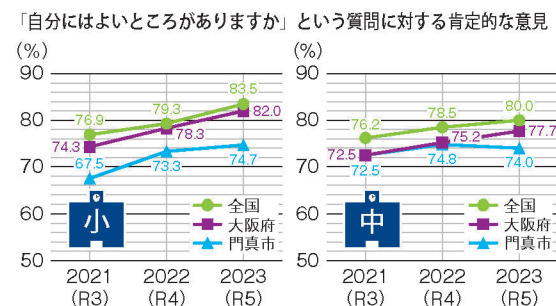
子どもたちの自己実現や自己確立をめざし、豊かな心と健やかな体の育成が必要です

求められていること

02
Requires

子どもたちの自己実現や自己確立に向けた取組

価値観や生活スタイルが多様化する中、子どもたちが自分の興味や自分らしさに気づき、それを伸ばすなど、学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもたちの自己実現や自己確立をめざした取組が必要です。

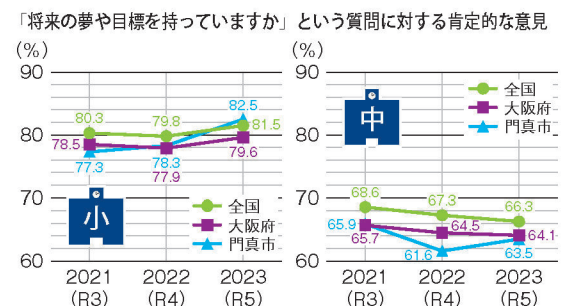


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

豊かな心と健やかな体の育成

多様な人間関係の構築を通して、子どもたちに豊かな心を育むとともに、子どもたちが夢を持ち、自ら将来の進路を切り拓く力を身に付けることが必要です。

自らの健康に関心を持つ意識の向上を図るとともに、運動能力の低下防止に向けた体力づくりの取組が求められます。



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」



実施方針

03
Policy

小中一貫教育・キャリア教育・国際化の推進

就学前から義務教育までを一体的に捉え、様々な教育活動の中で横や縦のつながりを大切にしながら小中一貫教育の取組を充実させます。また、地域・家庭との連携を図りながら、小中の連続性を大切にしながら系統的なキャリア教育を各中学校区で進めていきます。

1人1台端末等を活用した個別最適な学びと、協働的な学びの推進により、国際化や情報化に対応できる優れたコミュニケーション能力の育成をめざします。

いじめ防止・不登校減少に向けた取組の推進

道徳教育やいじめ予防授業等によっていじめの未然防止を図るとともに、いじめの訴えや子どものSOSを的確に受け取り、迅速・適切に対応できるような組織体制と教職員の資質向上を図ります。また、不登校児童・生徒の減少及び学びの場の確保をめざすとともに、学校内外で指導・相談を受けていない不登校児童・生徒とその保護者をサポートする環境づくりに努めます。

地域等との連携の強化

社会の変化に対応しつつ、自ら進んで健全な心と体を育成する態度を養うため、規則正しい生活習慣を身に付けるための指導や、食事、運動の重要性を含めた健康に関する指導の充実を図ります。また、地域や家庭、社会教育諸団体との連携を深め、多くの目で子どもたちを見守り、健全な心と体の育成に努めます。

みんなが協力できること

- 子どもの未来応援ネットワーク事業の応援団員やキッズサポーターに登録するなど子どもたちへの見守りに参加します。
- 子どもたちの居場所づくりに参画します。
- 事業者は、スマホやインターネットの危険性に係る保護者、児童・生徒への啓発に努めます。



めざすべき方向性

01
Directionality

心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

いじめの積極的認知及び早期対応、不登校児童・生徒の減少及び学びの場の確保をめざすとともに、子どもたちが将来の夢を持って主体的に学べる教育環境づくりを推進し、地域住民や保護者との連携を深めながら、児童・生徒を取り巻く生活環境を整え、心豊かでたくましい子どもを育むまちをめざします。



学校教育課職員

本市の状況

本市においても、いじめ・不登校等、生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー・SSWの配置拡充をはじめ、子どもたちに対して、専門家によるSNSトラブル予防授業や弁護士によるいじめ予防授業を実施したり、夜間や休日にも専門相談員に直接チャット相談ができる「こどもオンライン相談」を実施したりするなど、

施策をとりまく社会状況

「Society 5.0時代」が到来しつつある中、子どもたちにも急速に普及したスマートフォン等を用いたSNS上でのいじめや、ネット依存をはじめとした生活習慣の乱れ等、児童・生徒の健全育成に係る重大な問題が大きく取りざたされています。

また、アレルギーの増加や運動能力の低下等、子どもたちの健康に関わる問題もあらゆる面で浮かび上がっており、その対応や取組が求められています。

さらに、特定技能制度見直しによる外国人材の受入れ拡大や訪日観光客の増加等で、今後ますます外国人との交流機会の増加が予想されます。

将来の見通し

SNSやゲーム等の発達により、相手と直接顔を合わすコミュニケーションや運動する機会が減少する可能性があります。

このように変化が激しい時代の中で、自己肯定感を醸成し、自らの将来を切り拓く力を身に付けられるように、学校生活の中でも支援していくことが必要です。



	指標	現状値	目標値
1	「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する肯定的意見の割合(小6、中3の平均)	81.9% (2024年度)	90.0%
2	子どもが健やかに成長していると感じている人の割合	74.4% (2024年度)	90.0%
3	小学5年生の体力合計点の国との比較(本市平均点/全国平均点)	93.6% (2023年度)	105.0%

安全・安心で、児童・生徒の学力向上と 学ぶ意欲の向上を図る教育環境づくりが必要です

求められていること

02
Requires

学校環境の充実

施設の老朽化に対して、トイレ改修や長寿命化等の検討が必要です。

主体的で対話的な授業展開や、英語教育・プログラミング教育への対応とともに、多様な子どもたちが安心して過ごすことができ、共に学び合える環境の整備が必要です。

小中学校19校中 建設後40年以上経過している 学校施設数	18校
建設後40年経過している 学校施設中、 大規模改修を実施している 学校施設数	7校
小中学校19校中 旧耐震基準(S56年以前)の 学校施設 耐震化率	100%

出典：門真市

教育のICT環境整備

情報活用能力の育成に必要とされているICT環境の維持・更新を進めていく必要があります。

ICTを活用し、情報活用能力の育成に向けた教員の指導力を高めていく必要があります。

児童・生徒1人あたりの 学習者用コンピューター台数	1.2台/人
教員校務用コンピューター 整備率	100%
普通教室の無線LAN整備率	100%
普通教室の電子黒板整備率	100%
統合型校務支援システム 整備率	100%

出典：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査
(令和5(2023)年度)」



実施方針

03
Policy

学校施設の計画的な 維持・整備

児童・生徒が安全・安心に健康的に学校生活を行えるよう計画的な環境整備を図ります。

学習指導要領に基づく柔軟かつ効果的な授業展開等に資する学習環境が充実するよう計画的に環境整備に努めます。

ICT指導の能力向上

情報活用能力の育成を図るため、国の整備方針に沿って、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するための必要な環境を整え、全ての教員が児童・生徒のICT活用を指導できる能力を高めます。

多様なつながりを創る 学校づくりと学校の適正配置

児童・生徒のより良い教育環境の整備・充実をめざし、学校の規模・配置の適正化を進めるとともに、地域の多様な人との関わりの中で、みんなで子どもたちを育む学校づくりを進めます。

みんなが
協力できること

- 学校と連携して子どもたちのより良い教育環境になるよう学校行事等に積極的に参加します。



子どもたちが主体的に学び、 安全で健康的な学校生活をおくることができるまちをつくります

「多様な人間関係の構築」や「主体的・対話的で深い学び」を進めるための教育環境を充実し、地域と共に創る新たな学校づくりをめざします。



教育総務課・教育企画課職員

施策をとりまく社会状況

少子化に伴う児童・生徒数の減少や、グローバル化する社会の中で、子どもたちの教育に関する環境が大きく変化しています。

小中学校の学習指導要領において、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を確実に育成するため、主体的で対話的な深い学び、英語教育・プログラミング教育等が盛り込まれています。また、GIGAスクール構想では、児童・生徒1人1台端末や学校ネットワークを整備し、情報活用能力の習得や、ICTを日常的に活用した学びを実現できる環境づくりが求められています。

学校施設については、老朽化している校舎の内・外壁材や非構造部材等の安全確認についての調査、改修について、国から通知が出されています。

本市の状況

学校施設については、耐震化は全校実施済であるものの、老朽化している校舎・屋内運動場が多くあります。トイレの洋式化や、教室、給食棟への空調設備の導入等、教育環境の改善に取り組んできましたが、今後も引き続き改修・導入を進める必要があります。また、新たに屋内運動場への空調

将来の見通し

設備の導入に向けて取組を進めています。令和5(2023)年度の2学期から、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援の推進のため、学校給食費の無償化を実施しています。

また、時代の変化を踏まえながら、多様な人とのつながりの中で、子どもたちが育っていくよう、第四中学校区では、本市初の義務教育学校の整備を進めています。

今後さらに少子化が進むことが見込まれる中、学校規模や適正配置も含め、多様な人とのつながりの中で、主体的に学び合える教育環境の充実を図っていくとともに、施設の老朽化への対応等、子どもたちにとって安全で優しい学校づくりを進めていく必要があります。

また、コンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するための必要な環境を整え、情報活用能力の育成を図るため、児童・生徒のICT活用を指導する教員の指導力を高めていく必要があります。

	指標	現状値	目標値
1	トイレの洋式化率	62.7% (2023年度)	70.0%
2	「授業でパソコンを使って自分のペースで学ぶことができる」と思う児童・生徒の割合	新設	100.0%